奈良県告示第四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成二十一年四月二十二日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
五條市長 吉野　晴夫	五條市営土地改良事業（岡農道整備事業） 越替地区	平成二十一年五月七日から同月二十六日まで 五條市役所